

川崎市交通局規程第20号

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦紀

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程（平成13年交通局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号テに次のように加える。

（ウ）時間を単位としたもの 時ボ休

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。